

基本目標5

介護保険サービスの適切な提供

施策	施策の展開	主な事業
1 介護サービス基盤の整備	(1) ニーズを中長期的に見据えた整備目標 129頁	<ul style="list-style-type: none"> ① GIS手法を用いた分析等 129頁 ② 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備 130頁 ③ 施設・居住系サービスの整備 131頁 ④ 地域密着型サービスの整備 133頁
	(2) 共生型サービスの取組	134頁
	(3) リハビリテーションサービスの提供体制の推進	136頁
2 介護現場の革新に向けた支援	(1) 介護人材の確保・定着促進とイメージ改善 138頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護の入門的研修事業 138頁 ② 外国人介護職員受入支援事業 139頁 ③ 介護職員等研修受講料助成事業 139頁 ④ 介護のしごと相談会バスツアー 139頁 ⑤ 介護の職場体験事業 140頁 ⑥ 介護のしごと出前授業 140頁 ⑦ 介護職員等キャリアアップ研修支援事業 140頁
	(2) 人手不足に対応したマネジメントの構築	141頁
	(3) 介護ロボット・ICTの活用 141頁	① 介護現場の生産性向上プロジェクト 141頁

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
3 介護保険制度の適正な運営	(1) サービスの質の向上 142頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域密着型サービスにおける独自報酬の見直し 142頁 ② ケアマネジメント支援事業 143頁 ③ 介護サービス相談員派遣事業 143頁 ④ 運営推進会議の支援 143頁
	(2) 介護給付費等の適正化の推進 144頁	<ul style="list-style-type: none"> ① ケアプラン点検 144頁 ② 介護給付費通知 144頁 ③ 要介護認定の適正化 145頁 ④ 縦覧点検・医療情報との突合 145頁 ⑤ 住宅改修等の点検 145頁
	(3) 低所得者の支援 146頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 居宅サービス等自己負担額助成 146頁 ② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度 146頁 ③ 保険料の減免制度 147頁
	(4) 介護事業者に対する指導・監査の強化 147頁	

施策1

介護サービス基盤の整備

計画期間内における事業所整備については、これまでの整備状況や地域の実情、介護離職ゼロの実現、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの整備状況なども踏まえて、ニーズを的確に把握し、中長期的な視点とともに施設・居住系サービスと地域密着型サービスのバランスを考慮して整備を進めます。

(1) ニーズを中長期的に見据えた整備目標

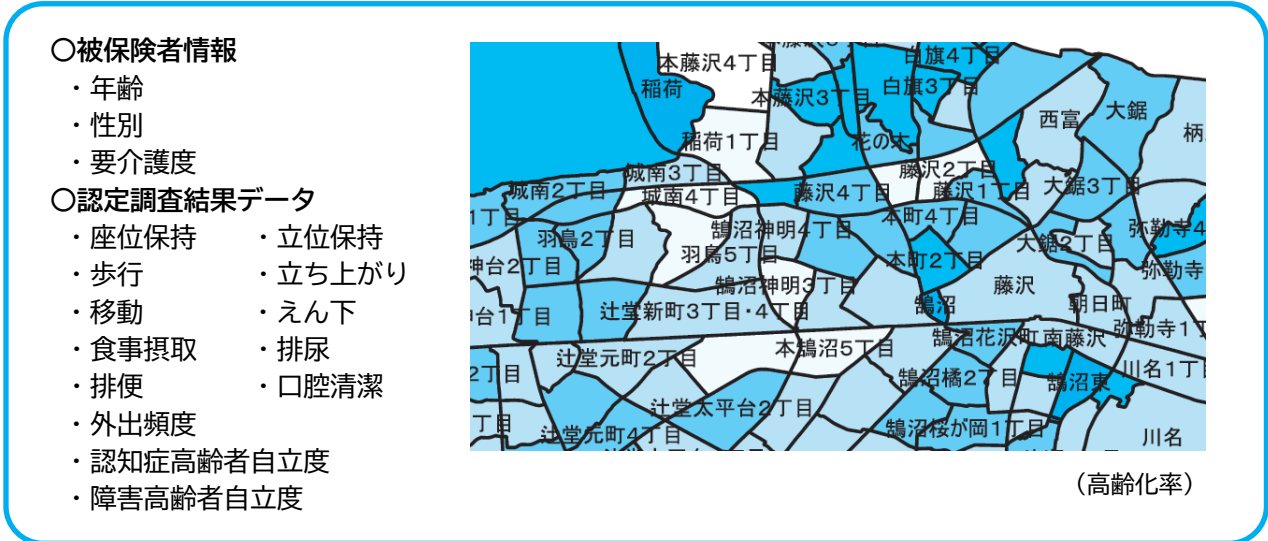
本市の計画期間内における整備目標値については、地域の実情等を分析し、介護サービスのニーズ把握を行ったうえで、地域包括ケアシステムの推進をめざす2025年(令和7年)、さらに高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急減する2040年(令和22年)の双方を念頭に、中長期的な視点をもって設定をしています。

① GIS手法を用いた分析等

地理情報システム(以下「GIS」という。)を用いて地域における要介護・要支援認定者の状況等を分析し、地域の特徴を把握するとともに、将来にわたる効果的なサービス提供等のビジョンを考察します。

具体的には、GIS上の『丁目・番地』ごとに、被保険者情報と要介護・要支援認定者の認定調査結果を入力し、平均の要介護度や認定調査項目等の偏差数値を算出します。

そして、その数値の高低差を色の濃淡によって表すことで、市全体から地域単位までのリスク傾向と課題・ニーズの見える化を図り、効果的な事業所整備につなげます。



また、この分析等の作業にあたっては、大学機関等と協働事業の協定を締結し、2025年(令和7年)と2040年(令和22年)の予測を踏まえた分析等を行うとともに、効果的なサービス提供体制等についても検討していきます。

② 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備

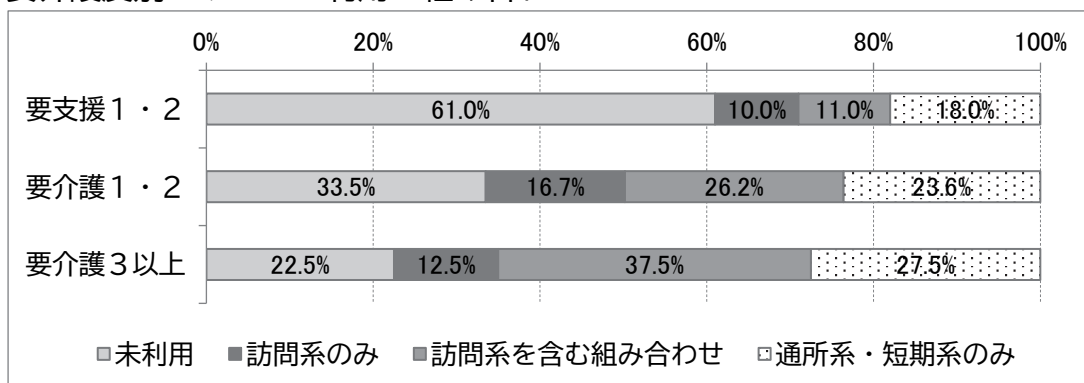
家族等の介護を理由に仕事を辞めてしまうことを防ぐ「介護離職ゼロ」の実現に向け、国は、2020年代初頭を目途とした介護施設及び在宅サービス等における一定の整備目標量を示しています。

また、療養病床の患者や一般病床の一部患者を受け入れる整備分として、医療計画との整合性が示され、県が国の考え方を基に示す方針を踏まえ、適切な整備目標値の設定のうえに、特別養護老人ホームのほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいの設置状況を把握し、高齢者の入居先の確保が困難とならないよう効果的な介護施設の整備を進めていきます。

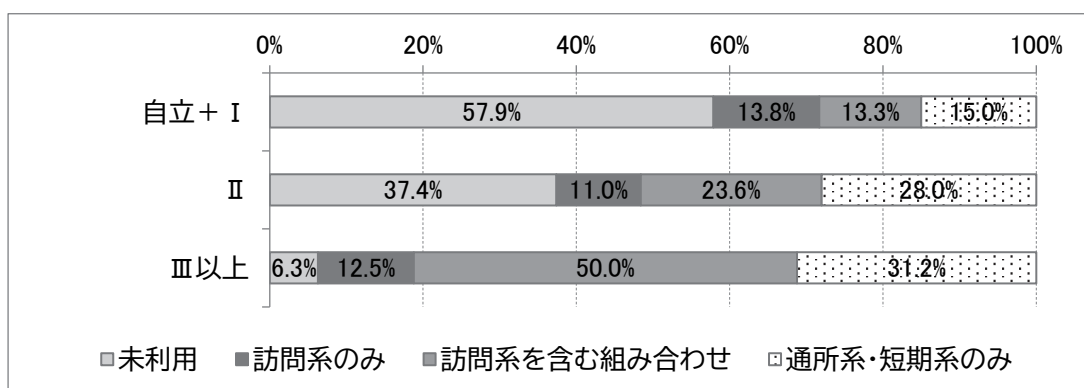
一方、在宅サービスにおける整備についても、介護離職の状況把握を目途に実施した「在宅介護実態調査」において、介護度が重度化するにつれて、「訪問」「通い」「泊り」の組み合わせを取り入れることにより、在宅生活での介護を続けていることがみられ、複合的なサービスの有効性を踏まえつつ、適正な整備を進めます。

◎藤沢市 在宅介護実態調査より

要介護度別・サービス利用の組み合わせ



認知症自立度別・サービス利用の組み合わせ



- I) 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- II) 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- III) 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。

③ 施設・居住系サービスの整備

【待機者の状況】

施設・居住系サービスについては、特別養護老人ホームの待機者数が比較的多い状況にあるものの、これまで一定の特別養護老人ホームの整備を進めてきたことや、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向け住まいの設置数が伸びていることなどから、特別養護老人ホームの市民待機者数がこの数年間で微減となる傾向が見受けられます。

- ・2018年（平成30年）4月1日 待機者数912人（要介護3以上656人）
- ・2019年（平成31年）4月1日 待機者数820人（要介護3以上602人）
- ・2020年（令和2年）4月1日 待機者数707人（要介護3以上603人）

【特別養護老人ホームの整備状況】

在宅生活が困難な人の生活の場を確保するために、これまで、待機者の状況等を踏まえて整備を進めてきており、2021年（令和3年）4月には100床の特別養護老人ホームが開設する予定です。

計画期	計画数	開設年月	利用定員	備考
第4期整備計画まで	—	—	950人	—
第5期整備計画 (平成24年度～平成26年度)	300床	① 2017年（H29）2月	80人	新設
		② 2017年（H29）3月	90人	新設
		③ 2017年（H29）4月	130人	新設
第6期整備計画 (平成27年度～平成29年度)	150床	① 2018年（H30）5月	90人	新設
		② 2019年（H31）4月	46人 (増員分)	移転増設
第7期整備計画 (平成30年度～令和2年度)	100床	① 2021年（R3） 4月予定	100人	新設
第8期整備計画 (令和3年度～令和5年度)	100床	—	—	—

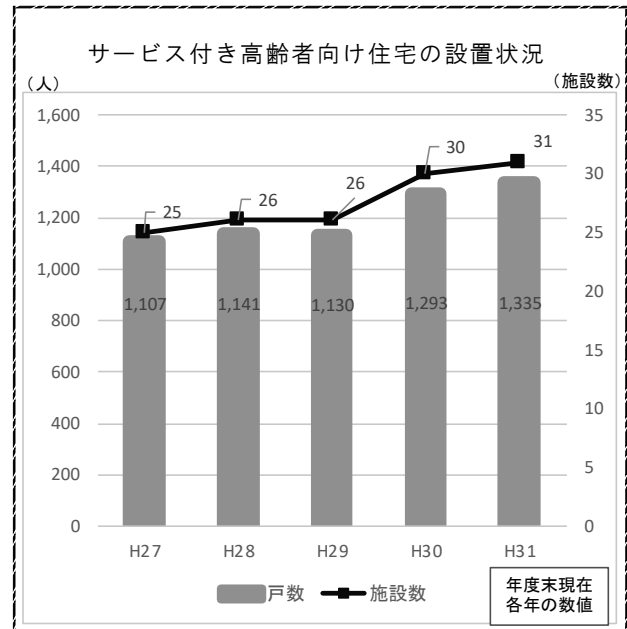
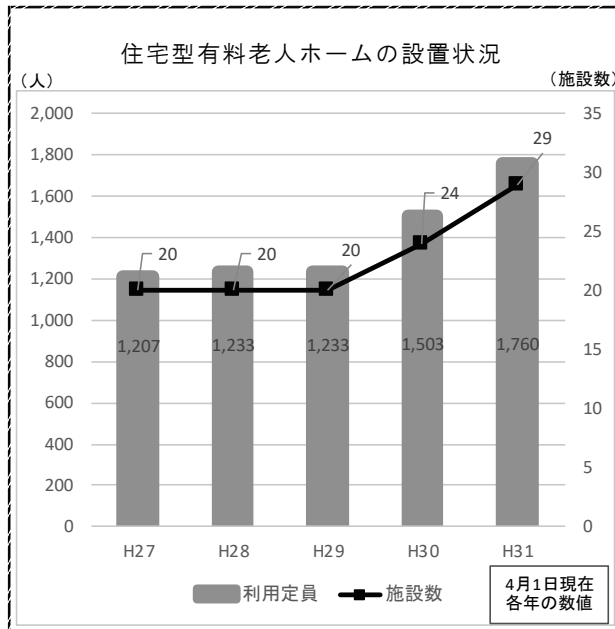
【近隣市町の特別養護老人ホームの整備状況】

特別養護老人ホームは、居住地域がどこにあっても入所申込みができる広域型施設となるため、近隣における施設整備の影響を把握する必要があります。

市町	第7期計画による整備状況		設置状況（R2.4.1現在）	
	開設年月	利用定員	施設数	利用定員
綾瀬市	整備無し		3施設	234人
大和市	整備無し		11施設	832人
鎌倉市	2021年（R3）8月予定	90人	10施設	789人
茅ヶ崎市	整備無し		11施設	790人
寒川町	整備無し		2施設	167人

【高齢者向け住宅の設置状況】

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、身のまわりのことができる元気な状態（自立）から、介護が必要となっても外部の訪問介護等の居宅サービスを利用して住み続けることができる施設等もあり、高齢者の増加にあわせて設置数と利用者が伸びている状況にあります。



【既存施設の老朽化対策】

既存の特別養護老人ホームの中には、築30年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設があり、今後も安定した運営を確保していくためには、建物や設備などの機能の維持と長寿命化を図ることが求められ、大規模改修をはじめ建替えも視野に入れた支援を検討していきます。

なお、大規模改修に対する支援については、これまでも神奈川県に対して補助制度の構築を要望していますが、特別養護老人ホームが県指定及び広域型施設の位置づけであることから、引き続き、県との協調を前提として支援の検討を進めていきます。

【第8期の整備計画】

第8期計画の整備については、特別養護老人ホームの入所待機者の解消や介護離職ゼロの実現等に向けた基盤整備が課題となりますが、第7期の整備事業において、2021年（令和3年）4月に100床の開設が予定されていること、また、高齢者向け住まいと近隣市町の整備状況を考慮するとともに、不足する介護人材や老朽化対策なども考慮し、築30年以上になる既存の特別養護老人ホームの改築等や既存施設におけるショートステイ等からの転換を基本として計画床数100床を設定します。

なお、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の整備計画については、待機者等の状況から目標値を設定しないこととします。

④ 地域密着型サービスの整備

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるように、日常生活圏域を踏まえ、各サービスにおけるこれまでの整備状況やGIS手法を用いた分析などを勘案した事業所の整備を図ります。

【在宅系サービス】

今後、増加が見込まれる中重度の要介護者の在宅生活を包括的に支えていくため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、「通い」「訪問（看護）」「泊り」を柔軟に組み合わせたサービス提供が可能である看護小規模多機能型居宅介護といった医療系サービスの提供を中心に整備を進めます。

また、整備にあたっては、未整備圏域の解消を図ることを優先するとともに、地域住民との交流ができる場の提案を求めるなど、地域に根ざした質の高いサービスが提供できる事業者を募集して選定します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日常生活圏域		片瀬	鵜沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
2020 (R2) 年度までの設置	事業所数		1				1				1				3
第8期計画 整備予定事業所数		2 事業所													5

看護小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域		片瀬	鵜沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
第7期 (H30~R2) 整備数	事業所数								1				1		2
	利用定員								29				29		58
2020 (R2) 年度までの設置	事業所数					2			1	1			1		5
	利用定員					58			29	29			29		145
第8期計画 整備予定事業所数		3 事業所													8

【居住系サービス】

認知症高齢者がお互いに支えあい、安心して生活することができるよう、認知症対応型共同生活介護を整備します。

なお、整備にあたっては、これまでの整備や充足状況等を勘案し、将来的にもニーズの高い圏域を優先としたうえで、地域の拠点となり、まちづくりに貢献できる事業者を募集して選定します。

認知症対応型共同生活介護

日常生活圏域		片瀬	鵜沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
整備状況															
2020 (R2) 年度までの設置	事業所数	1	5	2	4	1	2	2	3	2	3	2	2	2	31
	利用定員	18	90	36	72	18	36	36	54	27	54	27	36	27	531
第8期計画整備予定事業所数・必要利用定員		利用定員 36 人 (R4 定員 18 人、R5 定員 18 人) 必要利用定員総数 567 人													

(2) 共生型サービスの取組

高齢者と障がい者(児)が1つの事業所でサービスを受けられるよう、平成30年度から、介護保険と障がい福祉の両方の制度に共生型サービスが位置づけられています。

平成 29 年度までは、すべての障がいのある人が 65 歳になる際、介護保険制度の優先により、障がい福祉から介護保険の事業所へ変更する必要がありましたが、共生型サービスの指定を受けた事業所については、65 歳になっても、継続して利用が可能となるものです。

障がい福祉分野の所管課が、藤沢市障がい者総合支援協議会で実施したライフステージにおける支援課題の検討結果において、介護保険分野と障がい福祉分野の谷間を埋める取組として、障がいの理解促進とともに共生型サービスの推進などが必要であることが確認されました。

今後の地域共生社会の実現に向けても重要となる共生型サービスの取組については、介護保険と障がい福祉分野の所管課とが連携し、事業者に対する詳細な制度周知や意見交換などの実施を図りながら普及促進に努めます。

【通常】 ※それぞれ指定基準が異なる。(65 歳からは介護保険が優先)



【共生型】 どちらかの指定事業所であれば、もう一方の指定基準を緩和



【参考】サービスの整備状況

第7期計画（令和2年度）までに整備される事業所等については、以下のとおりです。

●介護保険施設一覧

- ・特別養護老人ホーム 17カ所 1,486床
- ・介護老人保健施設 7カ所 700床
- ・介護医療院 1カ所 60床

●その他サービスの地区別事業所数一覧

日常生活圏域		片瀬	鵜沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計	
サービスの種類																
特定施設入居者生活介護	事業所数	1	4		3	2	1	4	1		5		1	1	23	
	利用定員															
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所数		1					1	1		1			2	6	
	利用定員		29					28	21		29			50	157	
夜間対応型訪問介護	事業所数						1								1	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所数		1				1								2	
	利用定員		29				16								45	
認知症対応型通所介護	事業所数	1		1									1		3	
地域密着型通所介護	7期整備数	事業所数				1									1	
		利用定員					10								10	
	R2年度末の状況	事業所数	1	8	3	4	9	1	4	2	6	1	2	5	1	47
		利用定員	10	87	30	53	112	7	50	26	81	18	26	60	10	570
小規模多機能型居宅介護	7期整備数	事業所数				1									1	
		利用定員					29								29	
	R2年度末の状況	事業所数		3	2	2	1	2	2	2	3	1	1	2	1	22
		利用定員		76	54	58	29	54	47	54	65	29	24	54	25	569

(3) リハビリテーションサービスの提供体制の推進

要介護者がリハビリテーションの必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制の環境整備が求められています。

特に介護保険サービスの対象となる「生活機能」の低下した高齢者に対しては、生活期のリハビリテーションとして、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくこと、また、それによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要になります。

本市としては、この実現のために、地域におけるニーズの把握や、従事者等が比較的減少している通所リハビリテーションサービス等の事業所が置かれている状況の把握に努め、多機関との連携をはじめとして、従事者の研修支援などによる育成、大学機関やICT等開発メーカーと事業所間における利用者の身体機能維持に向けた実証的な取組を進めるなど、リハビリテーションサービスの提供体制の推進に向けた支援のあり方を検討していきます。

＜地域包括ケア「見える化」システム 2020年（令和2年）時点より＞

利用率		藤沢市	神奈川県	国
訪問リハビリテーション		2.10%	1.30%	1.77%
通所リハビリテーション		4.08%	5.27%	8.96%
要介護者1万人に対する従事者数		藤沢市	神奈川県	国
介護老人保健施設	理学療法士	8.83人	9.63人	12.04人
	作業療法士	4.97人	7.60人	8.31人
	言語聴覚士	1.66人	1.89人	1.72人
通所リハビリテーション	理学療法士	1.66人	3.84人	9.62人
	作業療法士	0.55人	1.42人	3.44人
	言語聴覚士	0人	0.39人	0.53人

※神奈川県の数値を参考目標値とします。

○『生活機能』について

国際生活機能分類（ICF）では、人が生きていくための機能全体を「生活機能」として捉え、

- ① 体の働きや精神の働きである「心身機能」
 - ② ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」
 - ③ 家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」
- の3つの要素から成るものとしている。

【参考】本市の13地区別の比較（GIS手法を用いた要介護者のデータ分析より）

片瀬	高齢化率が高く、認定率が本市で最も高い。要介護3以上の人が多いものの、認定者において準寝たきり・寝たきりに該当する人はやや少ない。
鶴沼	高齢化率は本市の平均程度である。要介護3以上である人がやや多い。認知機能の低下によって行動や意思疎通に介助が必要である人もやや多いが、全体的には本市の平均程度である。
辻堂	高齢化率は本市の平均よりやや低いが、認定率がやや高い。ただ、要介護3以上の人はいく少なく、動作に介助が必要な人が少ない。
村岡	高齢化率が低く、認定率も低い。それに伴い、動作に介助が必要な人も少ない。
藤沢	高齢化率、認定率とも本市の平均前後である。介助が必要な人も平均程度である。ただし、外出頻度が月1回未満である人の割合が本市で最も高い。
明治	高齢化率は低いものの、認定率はやや高い。立位や歩行などの動作に介助が必要な人はやや多いが、外出しない人の割合は本市の平均よりも少ない。
善行	高齢化率が本市の平均よりもやや高く、認定率は本市の平均程度である。要介護3以上の人はいく少なく、動作に介助が必要な人も少ない。
湘南大庭	高齢化率は本市で最も高いが、認定率は本市で最も低い。認定者のうち準寝たきり・寝たきりに該当する人はやや多いものの、認知機能の低下によって行動や意思疎通に介助が必要である人が少なく、動作に介助が必要な人が少ない。
六会	高齢化率や認定率は本市の平均程度である。立位や起立、移動などの動作に介助が必要な人はやや多いが、外出しない人の割合が本市の平均よりも少ない。
湘南台	高齢化率が低く、認定率が本市の平均よりやや低い。動作に介助が必要な人が少ないが、外出頻度が低い人が多い。
遠藤	高齢化率が低く、認定率も低い。ただし、要介護3以上の人がいよ多く、座位や立位といった動作に介助が必要な人が多い。
長後	高齢化率はやや高く、認定率はやや低い。要介護3以上の人はいく少ないが、認知機能の低下によって行動や意思疎通に介助が必要な人が多く、一般的に動作が要介助である人が多い。
御所見	高齢化率は高いものの、認定率は平均よりも低い。ただし、認定を受けている人は準寝たきり・寝たきりに該当する人が非常に多く、動作に介助が必要な人も多い。

施策2 介護現場の革新に向けた支援

少子超高齢社会の進展に伴い、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が一層難しくなることが想定される一方、介護ニーズは今後も増加することが予想されます。

こうした社会情勢の中で、介護事業所が、地域における介護サービス提供の基盤として、より質の高いサービス提供をめざすとともに、安心の担い手としての役割を果たし続けることが重要です。

そのために、国では、「介護現場革新会議」を発足し、介護現場の生産性向上を促進し、社会構造の変革に対応できるよう、①人手不足の中でも質の維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築、②ロボット・センサー・ICTの活用、③介護業界のイメージ改善と人材の確保といったテーマを掲げて取組を進め、本市においても、こうした国の動向を注視しつつ、県が行う各種施策と連携を図るとともに、介護事業所と意見交換を図りながら、人材確保等の課題に取り組んでいきます。

(1) 介護人材の確保・定着促進とイメージ改善

人手不足が深刻化する中、介護人材の確保については、学生、子育てがひと段落した女性、アクティブシニアや外国人等の多様な人材の参入促進を図ります。

また、学生等が介護職の魅力を認識し、仕事として選択してもらえるよう、イメージの改善や就労につなげる取組を実施していきます。

一方、介護現場に従事している職員に対しては、離職することなく定着が促進されるよう、技術の研鑽及び蓄積が図られるとともに、働きやすい職場の環境づくりに向けた支援に努めます。

【主な事業】

① 介護の入門的研修事業		介護保険課
事業の概要	介護分野への人材の参入を促進するため、介護に関心を持つ介護未経験者を対象に、介護業務に携わるうえでの不安を払拭することを目的とした基本的知識を身につける研修を実施します。	
これまでの取組	神奈川県社会福祉協議会が主催となって実施する入門的研修について、本市として周知の協力をしてきましたが、国通知に基づく人材参入の入り口的な研修であることや、保険者機能強化推進交付金における市町村の取組項目に掲げられていることから、本市も主体となって研修を実施する検討を進めています。	
今後の取組	新型コロナウイルスの感染防止対策を講じつつ、地域別に研修を実施するなど、より多くの人に研修を受講していただけるよう、効果的な人材確保に向けた事業展開の検討を進めていきます。	

② 外国人介護職員受入支援事業		介護保険課
事業の概要	外国人の雇用等が円滑に行われることを目的に、介護事業所が外国人留学生等の受入に要する居住費や生活必需品費の一部を助成しています。	
これまでの取組	神奈川県が外国人留学生等と介護事業所とのマッチング支援や居住費等の補助事業を令和元年度から開始したことに伴い、市としても事業所への雇用等が促進されるよう、令和2年度に県との協調を図る補助制度を創設しました。	
今後の取組	介護事業所の外国人採用にあたっては、外国人留学生や技能実習生に限らず、EPAや特定技能など多様な形態が見られ、現在の補助制度の対象要件などの見直しを視野に入れながら、より実効性のある補助メニューによる支援を行っていきます。	

③ 介護職員等研修受講料助成事業		介護保険課
事業の概要	介護職員初任者研修又は介護支援専門員実務研修の受講修了者が市内の介護事業所などに6カ月以上就労した場合に、補助金を交付しています。	
これまでの取組	初任者研修の受講修了者を市内の介護事業所等につなぐために、市内の研修実施機関の協力のもと、補助制度の周知を図っています。 そして、この補助制度については、市内のケアマネジャー不足が課題となっていることから、令和2年度より、介護支援専門員実務研修も補助対象とする見直しを行いました。	
今後の取組	引き続き、研修実施機関等による更なる制度周知を図るとともに、神奈川県や他市における同様の補助制度の状況を見ながら、より効果的な支援に努めていきます。	

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
助成件数 (件)	12	11	6	20	20	20

④ 介護のしごと相談会バスツアー		介護保険課
事業の概要	介護事業所をバスで巡り、事業所内見学と就職相談等を行う事業をハローワークふじさわとの共催により実施します。	
これまでの取組	介護の仕事に就職を希望する人や興味のある人に対し、介護事業所へつなぐ事業として、かながわ福祉人材センターと連携を図り、合同面談形式による「しごと相談会」を実施してきましたが、より効果的な人材確保策を目的として、バスを利用した直接面談形式による相談会をハローワークふじさわと検討を進めています。	
今後の取組	ハローワークふじさわと連携を図りながら、介護事業所の見学などを通して、事業所の仕事、特色及び魅力を知ってもらう『就職相談会』を新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら実施し、人材の確保を図っていきます。	

⑤ 介護の職場体験事業		介護保険課
事業の概要	介護の仕事に就職を希望する人や興味のある人、また、どのような介護サービスで働くかを迷っている人に対し、介護事業所の協力のもと、市が窓口となって職場の見学及び仕事体験が受けられる機会を提供します。	
これまでの取組	かながわ福祉人材センターが実施している介護事業所の見学及び仕事体験事業のスキルを参考として、介護事業所と意見交換等を行いながら、制度化に向けた検討を進めています。	
今後の取組	仕事体験等が受けられる場の提供について、幅広く介護事業所に対して協力を依頼します。 そして、学生から高齢者までの多くの人々が、見学と仕事体験を通して、仕事の内容や魅力、やりがい、職場内の雰囲気などを知ってもらうことで就職につながる環境整備を図っていきます。	

⑥ 介護のしごと出前授業		介護保険課
事業の概要	介護の仕事のやりがいや魅力などを知っていただく機会として、市内の中学生を対象に、介護事業所で働く職員が講師として学校に出向いて授業を行う「出前授業」を実施しています。	
これまでの取組	かながわ福祉人材センターや他市の事例を参考として、介護事業所と教育機関の調整を行い、令和2年度から事業を開始しています。	
今後の取組	世帯の核家族化が進み、特に若い世代の人で高齢者のことや介護のことを知らない人が増えてきており、出前授業を通して、介護の理解促進とイメージアップを図っていきます。	

⑦ 介護職員等キャリアアップ研修支援事業		介護保険課
事業の概要	介護職員等のスキルアップを図るため、介護事業所が講師を招いて行う研修や介護職員等を外部の研修へ派遣する際に要する費用の一部を助成します。	
これまでの取組	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム及び地域密着型サービス事業所を運営する法人に対し、従事者の資格取得のための受験料や研修受講料等に係る経費の一部を助成していますが、特定の事業所に限られている等の課題があり、制度の見直しを検討しています。	
今後の取組	介護職員等に対してスキルアップのための研修を推進し、介護の魅力や、やりがいを通じて、人材の育成及び定着を図っていきます。 これまで、特定の介護事業所に対して助成を行っている研修の支援ですが、介護事業所の対象範囲を広げて、多くの介護職員等の人材育成と定着につなげていきます。	

(2) 人手不足に対応したマネジメントの構築

介護業務は、食事介助、入浴介助、排泄ケア、口腔・栄養ケア、機能訓練、見守りから看取り、利用者及び家族とのコミュニケーションや傾聴など多岐にわたります。

人手不足の中で介護サービスの質の維持・向上を図るには、生産性を高めていくことが必要であり、具体的には、介護事業所が、業務の洗い出しと切り分け、「専門職が行うべきこと」か「専門職でない職員が行えること」など役割分担の明確化を行うことが重要となります。

例えば、配膳、ベッドメイキングや清掃といった介護の周辺業務について、元気な高齢者が「介護助手」として担うことで、専門職の介護職員が利用者の直接的なケアに、より専念できる環境をつくることができます。

神奈川県の実策とともに、国の示す「生産性向上に資するガイドライン」も参考として、介護事業所との意見交換等を行う中で、人手不足に対応したマネジメントの構築に向け普及啓発に努めていきます。

(3) 介護ロボット・ICTの活用

介護は、人（利用者）と人（介護者）との関係が基本になりますが、ロボットやICTを用いることで、介護者である職員の身体的・精神的負担の軽減が図られ、介護現場に時間的・心理的余裕が生じ、利用者に対して、ふれあう時間や安心感が増す効果があります。

特に、見守りセンサーについては、夜勤の効率化、情報をつなぐことによるケア記録の省力化、利用者の眠りの質の確保やリスクマネジメントにも効果があり、このような効果的なロボット・ICTが介護事業所に導入されるよう、神奈川県補助事業の周知等とともに、開発メーカーを含めた情報交換等を実施していきます。

【主な事業】

① 介護現場の生産性向上プロジェクト		介護保険課
事業の概要	藤沢市ロボット未来社会推進プロジェクトの一環として、市内の介護事業所を中心に構成されたプロジェクトであり、介護ロボット・ICTの先進技術の活用等により、介護事業所の生産性向上の実現に向けて活動しています。	
これまでの取組	令和元年度から本格的に活動を開始し、介護ロボット・ICTを導入して生産性向上に取り組んでいる先進的な介護事業所への視察や、開発メーカーとの意見交換会等を実施してきました。	
今後の取組	国が示す「生産性向上に資するガイドライン」を参考として、先進的に取り組んでいる介護事業所の視察や開発メーカー等との意見交換を重ね、介護現場の業務改善とともに、介護ロボット・ICTに関して現場ニーズとのギャップを解消し、生産性の向上につなげていきます。	

施策3 介護保険制度の適正な運営

高齢者が安心して生活できるようにするためには、その生活を支える介護サービスの役割が重要となるため、高齢者ニーズにきめ細かく対応する質の高いサービス提供が求められます。

そのため、事業者に対する助言などの支援が必要となる一方、介護サービス利用者が増えることに伴う介護給付費等の増加が見込まれ、財政とサービスの両面の持続性を高めることが喫緊の課題となっており、給付費等の適正化や事業者への指導などを強化する必要があるため、保険者として、これらの取組を推進し、より適切かつ効果的なサービス提供などが行われる制度運営をめざしていきます。

(1) サービスの質の向上

多様化する利用者ニーズに対応した質の高い介護サービスが提供されるために、事業者自らがサービスの質の向上に資する取組を行うことが重要であり、これらの事業者の取組に対する支援を行っていく必要があります。

支援にあたっては、介護事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努め、相談に対する適切な助言を行うとともに、既存制度における各種施策の更なる充実化を重点的に取り組んでいきます。

【主な事業】

① 地域密着型サービスにおける独自報酬の見直し				介護保険課		
事業の概要	独自の報酬加算制度は、地域密着型サービスのうち定期巡回随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所において、市町村が地域の実情などを勘案して独自に要件を設定し、それを満たす場合に、国が設定する介護報酬に加えて独自に設定した報酬を算定することができるものです。					
これまでの取組	小規模多機能型居宅介護の事業所を対象に独自の報酬加算を設定し、機能訓練指導員等の配置、介護教室及び地域貢献活動などの取組に対して評価・加算をしています。					
今後の取組	小規模多機能型居宅介護に限らず、国が設定を認めている看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回随時対応型訪問介護看護の事業所についても、算定対象とすることを検討します。見直しにあたっては、国の報酬改定や事業者に対する調査結果等を踏まえ、地域密着型サービスとしての役割が発揮され、サービスの質の向上につながる加算を設定します。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
スケジュール	調査		検討・報酬改定	周知等	実施	

② ケアマネジメント支援事業		介護保険課
事業の概要	藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会に業務を委託する中で、長年にわたりケアマネジメント業務に携わってきたケアマネジャー（ケアマネジメントリーダー）が、介護報酬改定や困難ケース等の課題に対応する研修や相談、業務ハンドブックの作成などを実施し、市内で働くケアマネジャーのスキルアップを図っています。	
これまでの取組	市内で働くケアマネジャーに対し、様々なケアプランにおける事例検討や医療機関における地域連携部門との対話など、個々のスキルアップと業務の円滑な遂行に資するための研修を中心に支援を行っています。	
今後の取組	市内で働くケアマネジャーに対して、ケアマネジメントの基本知識から事例検討、医療連携及び報酬改定の対応など、スキルアップを中心とした効果的な研修支援を引き続き行います。 また、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策、災害対応やAIによるケアプラン作成等のICT化の課題についても、研修等による支援を図っていきます。	

③ 介護サービス相談員派遣事業		介護保険課
事業の概要	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム等の介護事業所に対して、事業者と利用者の橋渡し役である介護サービス相談員を派遣し、利用者の声を受け止め、その要望等を事業者に伝えるなどの活動により、サービスの質の向上を図っています。	
これまでの取組	特別養護老人ホームなど約50の介護事業所に対して相談員を派遣するとともに、介護サービス相談員が主催する研修及び報告定例会を行っています。	
今後の取組	介護サービス相談員については、認知症対策をはじめ利用者及び家族の権利擁護の促進など、地域包括ケアシステムに関わる一員として様々な役割が求められているため、更なる研修の充実を図るとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を含めた派遣先の拡充を検討します。	

④ 運営推進会議の支援		介護保険課
事業の概要	運営推進会議は、地域密着型サービス事業所が、利用者、その家族、地域住民の代表者、市職員又はいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）職員等に対して、サービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれた事業所にするなどことを目的として定期的に会議を行っているものです。 サービスの質の向上につながる有意義な会議となるよう、本市として、「運営推進会議開催の手引き」を作成するとともに、市職員が会議に参加をして助言等支援に努めています。	
これまでの取組	運営推進会議が、地域住民の代表者等からの活発な意見等により、有意義なものとなるよう、「運営推進会議開催の手引き」の活用を図りながら、市職員が会議の中で情報提供や助言等を行うなど支援に努めています。	
今後の取組	地域密着型サービス事業所が、自治会等との連携による地域とのつながりが深められ、地域の拠点としての役割が発揮されるよう、地域との関わりや、質の高いサービス提供を目的とした「かながわ介護サービス等向上宣言」の取組などを中心に助言等を行っていきます。	

(2) 介護給付費等の適正化の推進

介護給付費等の適正化は、不適切な給付を削減することや利用者に対する適切な介護サービスを確保すること、それらを通じて介護費用の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度を構築することにあります。

これらの目的を達成するため、適正化事業の主要5事業を行います。

【主な事業】

① ケアプラン点検				介護保険課		
事業の概要	ケアマネジャーが介護保険サービス利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを提供するために作成するケアプランに対して、内容点検を定期的に実施しています。					
これまでの取組	ケアプラン点検を専門業者に委託し、ヒアリングを中心とした点検を実施しています。また、ヒアリング後には、改善効果の確認や研修等を行っています。さらに、これまでのケアプラン点検結果を踏まえ、ケアマネジャーに対して、技術向上のための「居宅ケアプランの基本的な考え方と書き方」を配布しています。					
今後の取組	計画期間内において、ケアマネジャーが所属する市内すべての事業所に対して点検を行っていきます。また、点検結果に伴う課題点については、研修等により事例等を公表するなど、引き続き、ケアマネジャーが質的向上に向けて気づきが得られる働きかけを行うなど、自立支援に資する適切なケアマネジメントの提供につなげていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
点検件数 (件)	54	54	31	80	80	80

② 介護給付費通知		介護保険課
事業の概要	介護保険サービスの利用者に対して、サービス費用の給付状況などについて通知をしています。	
これまでの取組	介護保険サービスの利用者に対し、利用してきたサービス実績とその費用額の内訳を年2回通知しており、過去のサービス利用履歴を可視化することにより、より適切なサービス利用につなげています。	
今後の取組	引き続き、介護保険サービスの利用者に対して、わかりやすい通知内容となるよう工夫を図りながら、年2回の通知をベースに、サービスの適正化に向けて取組を進めていきます。	

③ 要介護認定の適正化 介護保険課

事業の概要	要介護認定に係る認定調査票の内容を確認するとともに、認定調査員への研修などを行っています。
これまでの取組	全国一律の基準に基づき、的確に認定調査が行われているか、すべての認定調査票を確認し、必要に応じて調査員に電話等で聞き取りをしています。 また、新任調査員の研修を実施し、認定調査の基本を伝えるとともに、調査を委託している事業所に対しては実地指導を行っています。
今後の取組	要介護認定が、公正かつ的確に行われるように、引き続き、全ての認定調査票の内容確認を行っていきます。調査員に対してフォローアップ研修などの実施、委託事業者に対しては、実地指導や個別指導を行い、質的向上に努めていきます。 また、認定審査会委員と認定事務に係る情報共有を行うことにより、審査判定の平準化を図るとともに、認定審査会の開催数増の検討や、一定期間を経過しても主治医意見書の返送のない医療機関への連絡を強化し、申請から審査判定までの処理の迅速化に努めます。

④ 縦覧点検・医療情報との突合 介護保険課

事業の概要	介護報酬の支払確認や医療情報との突合チェックなどにより、介護報酬の請求が適切に行われるよう点検を行っています。
これまでの取組	神奈川県国民健康保険団体連合会に委託する中で、介護保険サービス利用者の医療保険の報酬内容との突合や複数月の算定回数及び複数の事業所利用の整合性などを確認し、請求誤りと判断されたものについては、事業所などに通知をして適正な処理を進めています。
今後の取組	委託先である神奈川県国民健康保険団体連合会とともに、縦覧点検については、10種類の帳票を点検し、医療情報との突合については、神奈川県国民健康保険団体連合会が行う突合処理のほか、提供されるデータを活用して更なる確認を行っていきます。

⑤ 住宅改修等の点検 介護保険課

事業の概要	介護保険サービス利用者の心身状況に合った住宅改修や福祉用具貸与が行われることを目的に、利用者からの申請内容に応じて、リハビリテーション専門職が現地等の点検・確認を行っています。
これまでの取組	令和2年度から、ケアマネジャー及び住宅改修事業者の協力のもと、リハビリテーション専門職の視点による現地確認を中心とした点検を行っています。
今後の取組	住宅改修等の点検を行うことにより、給付費の適正化が図られるとともに、利用者の要介護度の維持・改善につながるため、専門職の視点による点検の充実を図っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
点検件数 (件数)	-	-	0	48	48	48

(3) 低所得者の支援

高齢化の進展などに伴う介護保険サービス利用者の増加が続く中で、第1号被保険者の保険料改定にあたっては、保険料率の設定に配慮するとともに、市独自の低所得者対策として生活困窮者に対する保険料の減額を実施しています。

さらに、サービス利用者の費用負担については、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度」や「居宅サービス等自己負担額助成」などを実施しています。

〔主な事業〕

① 居宅サービス等自己負担額助成				介護保険課		
事業の概要	介護保険サービスの利用に係る経済的な負担を軽減することを目的に、生活困窮している者に対して、利用者負担額の一部を助成しています。					
これまでの取組	本制度の生活困窮者の要件を満たして認定を受けた者に対して、1月につき5,000円を上限として、利用者負担額の2分の1にあたる額を助成しており、制度が広く利用者に伝わるよう、ケアマネジャーや広報ふじさわ等による周知を図っています。					
今後の取組	サービス利用に係る経済的負担が、本来必要とされるサービス利用の妨げとならないよう、生活困窮者に対して引き続き助成制度を実施するとともに、本制度の一層の周知に努めていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
延べ助成件数 (件)	159	171	88	190	195	200

② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度				介護保険課		
事業の概要	本市に利用者負担額軽減の申し出を行った社会福祉法人が、一定の要件を満たす生活困窮者などに対してサービス利用の負担額を軽減した場合、本市が軽減額に応じて補助金を交付しています。					
これまでの取組	本制度における補助金については、国が示す基準による算定が全国的に行われているところですが、本市においては、軽減制度を促進するために、国の基準を上回る独自の基準により補助金を交付しています。					
今後の取組	本市独自の基準による補助制度については、他市の状況等を踏まえ、国基準への見直しを行うとともに、引き続き、生活困窮者に対する軽減の実施が促進されるよう、法人に対して周知等による理解を求め、生活困窮者に対する経済的支援を進めていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
軽減実施の法人数 (法人)	13	12	13	14	15	16

③ 保険料の減免制度		介護保険課
事業の概要	様々な事情により、第1号被保険者の介護保険料の全部又は一部を納付することが困難な者に対して、一定の基準のもとで保険料の減免を行っています。	
これまでの取組	収入が低く生活が厳しく納付が困難な者や、生計を主として維持する者が災害等（新型コロナウイルス感染症、震災、風水害、火災その他これに類する災害）により、財産に損害を受けたり、収入が著しく減少（長期入院や失業など）した時に、本市で定める要件に該当する場合は申請により保険料を減免しています。	
今後の取組	災害等を受けた人、収入が著しく減少した人や生活に困窮している人などに配慮を図る必要があるため、引き続き、減免制度を継続して実施していきます。	

（4）介護事業者に対する指導・監査の強化

介護保険法に基づき、本市が指定している地域密着型サービス、介護予防支援、及び居宅介護支援の事業者に対して、より良いケアの実現と保険給付費の適正化を目的に、育成と支援を踏まえた指導を定期的に行います。その手法としては、事業者を一定の場所に集めて講習などを行う「集団指導」と事業所を訪問して書類確認や聞き取りなどを行う「実地指導」を実施します。

なお、実地指導等により事業者において、重大かつ明白な基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合は監査を実施します。

【標準化・効率化指針による実施】

実地指導の実施頻度については、指定有効期間（6年）内に1回の頻度で行っていますが、より多くの事業所に対して実地指導を行うことが介護保険制度におけるサービスの質の確保、利用者保護等に資することが国から示されています。

そのため、国が定める標準・効率化の指針に基づき、所要時間をできる限り短縮するなど、事業者の負担軽減を図るとともに、事務受託法人への実地指導の一部委託も視野に入れ、指定有効期間内に2回（3年に1回程度）の頻度による実施を検討していきます。

【文書削減等の取組】

介護分野における人手不足が深刻化する中で、ケアの質を確保するために、介護現場の業務効率化は急務であり、その一つとして文書に係る負担軽減が求められています。

また、限られた人員の中で、本市が指定権者及び保険者としての役割を適切に果たすためには、事業者あるいは本市職員の負担軽減も必要であり、実地指導を行う際には、次のとおり文書削減等の取組の推進を図ります。

- ・ 事業者に対して、事前又は当日の提出を求める資料の部数は1部とし、内容の重複を防ぐため、市が既に保有している文書（新規指定・指定更新・変更時に提出されている書類等）については、再提出を求めない。

- ・ 実地指導において確認する書類は、原則として、実地指導の前年度から直近の実績に係るものとする。
- ・ ICTを活用して関係書類を管理している事業者に対しては、できる限り、PC画面を活用して書類内容の確認を行う。

【介護離職防止に向けた取組】

介護職員が仕事と介護の両立に悩んで離職してしまうことを防ぐために、集団指導時において、労働基準監督署が介護休暇制度や相談支援体制等の説明を事業者に行っており、今後についても、労働基準監督署と連携を図りながら、介護現場の充実に向けて、事業者に対する普及啓発等の支援を行っていきます。